

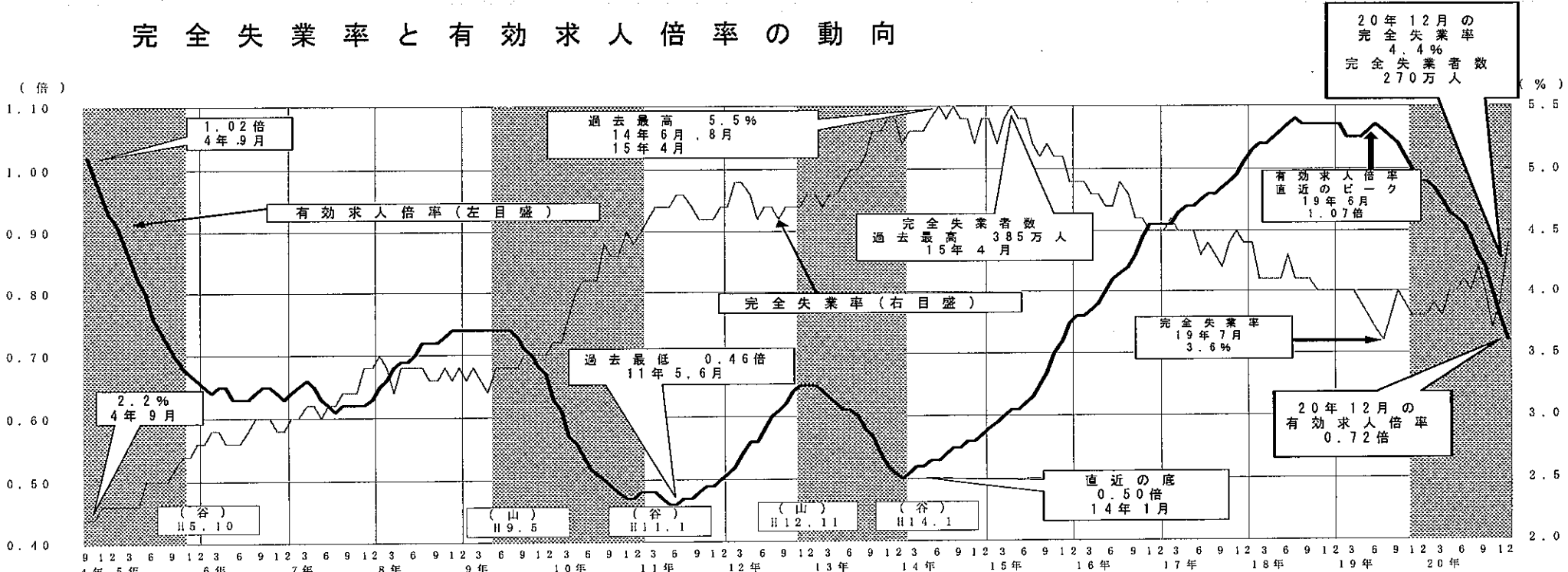
# 現下の雇用失業情勢について

平成21年2月5日

# 現下の雇用失業情勢 — 厳しさを増している —

- 完全失業率は、4.4%（12月）と前月から0.5ポイント上昇し、大幅な悪化。
- 有効求人倍率は、直近のピークの平成19年6月（1.07倍）から0.72倍（12月）まで悪化。
- ハローワークに訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、前年同月比84.3%の増加。
  
- 日銀短観（12月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、全規模製造業で過剰感が大幅に増加（+3→+14）するとともに、全規模全産業でも過剰（-2→+4）に転じた。
  
- 12月の倒産件数は、前年同月比24.1%増の1,362件であった。また、平成20年の上場企業倒産件数は33件となり、戦後最多を更新した。（東京商工リサーチより）
  
- 雇用保険の受給資格決定件数は前年同月比39.7%（12月）増、受給者数は前年同月比で9.5%（12月）増の586千人と、それぞれ大幅に増加。

完全失業率と有効求人倍率の動向



（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」  
 ※シャドー部分は景気後退期

## 雇止め・解雇状況

- 各都道府県労働局からの報告（1月）によると、  
 昨年10月から本年3月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、  
全国47都道府県、1,806事業所、124,802人となったところ。

（内訳）

・派遣	1,364事業所	85,743人	(68.7%)
・契約（期間工等）	323事業所	23,247人	(18.6%)
・請負	108事業所	10,456人	(8.4%)
・その他	276事業所	5,356人	(4.3%)

雇用保険の加入状況については、  
 全体（124,802人）のうち、101,243人について判明し、うち加入者数は99,900人で、加入割合は98.7%であった。  
 また、派遣労働者についてみると、67,997人について判明し、うち加入者数は67,385人で、加入割合は99.1%であった。

### 雇用形態別・産業別の集計結果

派遣	85,743人	(人)			
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	37,989	37,569	206	79	135
中途解除	42,716	42,452	63	10	191
不明	5,038	4,915	89	24	10
契約（期間工等）	23,247人	(人)			
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	18,924	18,829	2	82	11
解雇	3,985	3,708	48	110	119
不明	338	338	0	0	0
請負	10,456人	(人)			
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	2,752	2,630	0	3	119
中途解除	5,565	4,677	30	0	858
不明	2,139	2,139	0	0	0
その他	5,356人	(人)			
	合計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	1,831	1,139	0	92	600
解雇	3,112	1,940	154	783	235
不明	413	372	0	33	8

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（1月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。  
 （\* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

# 雇用の安定と生活支援対策

## 平成20年中に既に実施している施策

### 1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っていきます。(12月15日から、190カ所)
  - 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。
  - 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。

(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)

- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用予定)

### 2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)
- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)
- (3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務を簡素化し、制度を利用しやすくします。

### 3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)
- (2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

3

## 第二次補正予算成立により実施する施策

### 1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施

### 2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。
- (2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大等)

## 21年度から実施予定の施策

～雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

- ①非正規労働者の適用範囲を拡大します。(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- ②再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
- ③21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

※改正法案を今国会に提出

# 非正規労働者に対するセーフティネットの拡充

年 末

年度末

○ ハローワークで就職・住宅確保などの相談・支援窓口を開設(12月15日から、190か所)

## I 雇用維持

1 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の労働者も対象に)等(580億円程度)

2 受け入れている派遣労働者を直接雇用する事業主への助成(1人あたり中小企業100万円、大企業50万円)

## II 失業者支援

### 1 雇用保険

・非正規労働者については週20時間以上、1年以上の雇用見込みがあれば、90日～330日失業給付を給付  
・雇入時に資格取得がなされていなくとも遡って適用し、給付手続可能

### ○ 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)

・非正規労働者の適用範囲拡大(雇用見込1年以上→6か月以上)  
・雇止めの場合の受給資格要件の緩和(加入期間1年→6か月)  
・給付日数について60日分延長

### 2 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)

・雇用促進住宅を最大限活用  
・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)  
・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(1人1か月4～6万円、6か月まで)

### 3 職業訓練

・職業訓練期間中の生活保障給付(最大10万円/月(2次補正で12万円))  
(訓練を適切に修了し、就職した場合等に返還免除)

・離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練(最大2年間)の実施

### 4 再就職支援対策

・年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用した事業主への奨励金の支給(2次補正で増額(中小企業30→100万円、大企業20→50万円))  
・母子家庭の母、高齢者、障害者等を雇い入れた中小企業への助成金の支給(2次補正で増額(60万円→90万円等))

## III 雇用創出

○ 「ふるさと雇用再生特別交付金」創設(2,500億円)

○ 緊急雇用創出事業(基金)の開始(1,500億円)

※ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、適正に生活保護を実施

# 非正規労働者が失業した場合のセーフティネットの拡充

年 末

年度末

## I 雇用保険の対象者

### 1 雇用保険給付

- ・非正規労働者については週20時間以上、1年以上の雇用見込みがあれば、90日～330日失業給付を給付
- ・雇入時に資格取得がなされていなくとも遡って適用し、給付手続可能

### ○ 雇用保険の機能強化

- ・非正規労働者の適用範囲拡大（雇用見込1年以上→6か月以上）
- ・雇止めの場合の受給資格要件の緩和（加入期間1年→6か月）
- ・給付日数について60日分延長

### 2 職業訓練を受講する場合、訓練延長給付を支給

- 離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練（最大2年間）の実施

## II 雇用保険の対象者以外

### 1 住宅・生活支援（入居先の確保・資金貸付）

- ・雇用促進住宅を最大限活用
- ・12月22日から、労働金庫より最大186万円（雇用保険受給者の場合最大60万円）の貸付受付開始（6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除）
- ・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成（1人1か月4～6万円、6か月まで）

### 2 職業訓練期間中の生活保障給付

- ・最大10万円／月（2次補正で12万円）（訓練を適切に修了し、就職した場合等に返還免除）

- 離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練（最大2年間）の実施

## III 雇用保険の対象者及び対象者以外に共通の対策

### ○ 再就職支援対策

- ・年長フリーター等（25～39歳）を正規雇用した事業主への奨励金の支給（2次補正で増額（中小企業30→100万円、大企業20→50万円））
- ・母子家庭の母、高齢者、障害者等を雇い入れた中小企業への助成金の支給（2次補正で増額（60万円→90万円等））

## 平成21年1月の雇用関係トピックス

### ○ 住居を喪失した離職者に対する住宅・生活支援をしています。

厳しい経済情勢にあつて、解雇や雇い止めにより、仕事ばかりか、住居も失ってしまう方がいる状況にあります。

住まいは生活の基本の1つであり、ひとたび住居を失うと、就職活動にも支障が生じ、当面の生活費の確保も困難となることから、ハローワークにおいては、生活支援を図りながら住宅と再就職先を速やかに確保できるよう、各種支援を行っています。

これらの支援の実績は、昨年末から1月30日（金）までの累計で以下のとおりとなっております。

1. 主要ハローワークにおける住宅確保に係る相談（12/15～）	
・住宅確保に係る新規相談者数	<u>16,167人</u>
2. 雇用促進住宅への入居あっせん（12/15～）	
・入居決定件数	<u>3,292件</u>
3. 就職安定資金融資の実施（12/22～）	
・融資実行件数	<u>1,519件</u>
・融資実行金額	<u>8億3450万円</u>
4. 離職後の社員寮の継続入居に係る事業主への要請（12/15～）	
・要請件数	<u>529件</u>
・継続入居者数	<u>3,112人</u>

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況  
(平成20年12月)

	大企業		中小企業		合 計	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
1 北海道	1	29	16	786	17	815
2 青 森	0	0	12	814	12	814
3 岩 手	2	1,963	45	2,824	47	4,787
4 宮 城	2	1,188	23	2,473	25	3,661
5 秋 田	1	52	22	1,554	23	1,606
6 山 形	0	0	7	297	7	297
7 福 島	5	3,338	75	5,845	80	9,183
8 茨 城	0	0	16	565	16	565
9 栃 木	5	2,521	27	2,098	32	4,619
10 群 馬	3	675	39	1,866	42	2,541
11 埼 玉	6	666	50	3,368	56	4,034
12 千 葉	3	310	18	858	21	1,168
13 東 京	5	619	82	1,948	87	2,567
14 神奈川	7	2,901	48	2,781	55	5,682
15 新 潟	0	0	45	1,545	45	1,545
16 富 山	2	187	39	1,966	41	2,153
17 石 川	0	0	36	1,157	36	1,157
18 福 井	2	1,294	9	240	11	1,534
19 山 梨	1	125	16	735	17	860
20 長 野	4	1,998	127	6,146	131	8,144
21 岐 阜	2	510	76	3,468	78	3,978
22 静 岡	11	452	88	5,554	99	6,006
23 愛 知	2	1,145	150	11,901	152	13,046
24 三 重	1	376	17	435	18	811
25 滋 賀	8	5,474	23	1,176	31	6,650
26 京 都	0	0	62	1,187	62	1,187
27 大 阪	1	208	76	4,655	77	4,863
28 兵 庫	1	218	32	1,902	33	2,120
29 奈 良	0	0	5	87	5	87
30 和歌山	0	0	10	719	10	719
31 鳥 取	2	868	35	2,478	37	3,346
32 島 根	2	4,059	43	3,289	45	7,348
33 岡 山	2	2,114	78	4,897	80	7,011
34 広 島	0	0	65	4,162	65	4,162
35 山 口	3	763	7	546	10	1,309
36 徳 島	0	0	4	958	4	958
37 香 川	2	817	2	39	4	856
38 愛 媛	0	0	3	321	3	321
39 高 知	0	0	8	306	8	306
40 福 岡	0	0	33	3,457	33	3,457
41 佐 賀	2	422	7	982	9	1,404
42 長 崎	0	0	3	375	3	375
43 熊 本	0	0	27	2,570	27	2,570
44 大 分	1	553	32	2,051	33	2,604
45 宮 崎	2	863	7	1,705	9	2,568
46 鹿 児 島	1	320	20	990	21	1,310
47 沖 縄	0	0	1	5	1	5
全 国	92	37,028	1,666	100,081	1,758	137,109

(参考)

※平成20年11月の状況

全 国	大企業		中小企業		合 計	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
	13	1,450	186	7,423	199	8,873